

## 栃木県スキー連盟旅費規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、本連盟の役員、各専門部部員、各委員会委員、監督、コーチ等に対する旅費の支払いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (旅費の支払い)

第2条 本連盟の役員、各専門部部員、各委員会委員、監督及びコーチ(以下「役員」という)が県連主催の各種会議及び事業に出席するため旅行した場合には、当該役員等に対し、旅費を支払う。

2 役員等以外の者が本連盟の依頼に応じ、本連盟主催の各種会議又は事業の講師等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支払う。

### (旅費の種類)

第3条 旅費の種類は、運賃、宿泊費、日当、食事代、滞在費及び雑費とする。

2 運賃は、列車、バス、船舶、航空機等を利用した旅行について、その順路に応じ、旅客運賃等により支払う。

3 宿泊費は、旅行の日数が2日以上にわたる場合で、宿泊施設を利用した旅行については、当該施設の宿泊料により支払う。

4 日当は、旅行の日数(夜行出発又は夜行帰着の場合、当該出発日及び帰着日を除く次項及び第6項において同じ)に応じ、定額により支払う。

5 食事代は、旅行の日数に応じ、定額により支払う。

6 滞在費は、海外における選手合宿等及び国内における8日以上選手合宿等において指導する役員及びコーチに対し、旅行の日数に応じ、定額により支払う。

7 雑費は、第2項から前項までに掲げる費用のほか、特に必要と認められる場合に、担当本部長と総務本部長との協議により支払う。

### (旅費の計算)

第4条 旅費は、宇都宮市を起点又は終点として、最も経済的な通常の順路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の順路又は方法によって旅行し難い場合には、現に旅行した順路及び方法によって計算する。

### (運賃)

第5条 運賃の額は、利用する交通機関の普通運賃、急行・特急料金及び座席指定料金による。

2 前項の急行・特急料金及び座席指定料金は、列車による旅行で片道100km未滿のものについては支払わない。

3 航空機の運賃は、宇都宮市から片道800km以上の地域への旅行の場合に支払う。

4 県内及び近県のスキー場等で自家用車等の交通用具を利用することが

適当と認められる場所への旅行については、前3項の規定にかかわらず、当該場所ごとに別に定める額を運賃とみなす。

(宿泊費)

第6条 宿泊費の額は、宿泊料の実費による。

2 本連盟が一括して宿泊契約を結ぶ場合の宿泊費は、県連が一括して宿泊施設に支払い、旅行者には支払わない。

(日当)

第7条 日当の額は、1日につき1,500円とする。

(滞在費)

第8条 滞在費の額は、海外にあっては1日につき8,500円、国内にあっては1日につき3,500円とする。

(食事代)

第9条 食事代の額は、1日につき1,000円とする。

(雑費)

第10条 雑費の額は、必要とすることにより担当本部長と総務本部長との協議により定めた額とする。

(旅費の調整)

第11条 役員等が宇都宮市内で開催される会議等に出席するため旅行した場合には、第4条の規程にかかわらず、起点を本人の居住地とするが、その旅費の全部又は一部を支払わないことができる。

2 予算によって事業の旅費を定めている場合にあっては、前条までの規定にかかわらず、予算の範囲内で調整して支払うことがある。

3 第2条第2項の規定により旅費の支払いを受けることができる者が本連盟から別に報酬等を受ける場合にあっては、担当本部長と総務本部長との協議により、旅費を支払わないことができる。

(特例)

第12条 前条までの規定により旅費を支払うことが適当でないとき認められるときは、担当本部長と総務本部長が協議して特別な扱いをすることができる。

(準用)

第13条 この規程は、役員等が本連盟の加盟団体又は全日本スキー連盟等他団体の主催する事業、会議などに出席するため旅行した場合であって、これらの主催団体から旅費等の支給のないものについて準用する。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、評議員会の議決による。

(附則) この規程は、平成6年10月1日から施行する

2 昭和49年11月16日施行の栃木県スキー連盟旅費規程は、廃止する。